

**新**

**改訂第 6 版**

# **農地の法律早わかり!**

**全国農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人 全国農業会議所**

<b>I</b>	<b>農地法</b> .....	4
1	農地法の目的 .....	5
2	農地及び採草放牧地 .....	5
1)	農地、採草放牧地であるか否かは現況で判断 .....	5
2)	農地 .....	6
3)	採草放牧地 .....	7
4)	世帯員等 .....	7
3	農地を耕作するために権利を取得する場合の許可 .....	8
1)	農地法3条の許可を受ける手順 .....	9
2)	農地法3条の許可の基準 .....	11
3)	許可を受けなくても農地等を取得できる場合 .....	14
4)	農地所有適格法人 .....	16
5)	農業委員会への報告と農地所有適格法人が要件を欠いた場合の取り扱い .....	19
4	農地以外に転用する場合、転用のために権利を取得する場合の許可 .....	21
1)	農地を転用するときの許可を受ける手順 .....	22
2)	農地法4条・5条の許可の基準 .....	24
3)	農地法4条・5条の許可を受けなくても農地転用ができる場合 .....	26
4)	「農作物栽培高度化施設」の設置は農地転用に該当しません .....	28
5)	市街化区域内の農地転用届出の手順 .....	29
6)	市街化区域内の農地転用届出の審査の内容 .....	30
5	賃借人の保護など農地の賃貸借関係に関する制度 .....	31
1)	対抗力の付与（農地法16条） .....	31
2)	法定更新（農地法17条） .....	31
3)	解約等の制限（農地法18条） .....	31
6	賃貸借を解約するための許可 .....	32
1)	賃貸借の解約等 .....	33
2)	農地法18条の許可を受ける手順 .....	34
3)	農地法18条の許可の基準 .....	35
4)	農地法18条の許可を受けなくても解約等ができる場合 .....	36
7	遊休農地に関する措置 .....	37
1)	事務の手順と措置の内容 .....	38
2)	病虫害の発生等に対する措置 .....	40
8	農地台帳・地図の作成・公表 .....	41
<b>II</b>	<b>農業経営基盤強化促進法</b> .....	42
1	基盤強化法の仕組み .....	43
2	地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画） .....	44
3	農地中間管理機構の特例事業 .....	46
	（参考）経過措置として行う農用地利用集積計画 .....	47

<b>Ⅲ 農地中間管理事業の推進に関する法律</b> .....	48
1 農地中間管理事業 .....	49
2 農用地利用集積等促進計画 .....	50
1) 作成手順等 .....	50
2) 農地の貸借等の要件 .....	51
3) 所有者不明農地への対応 .....	52
3 貸借契約等の解除 .....	54
(参考) 農用地利用集積計画による一括方式 (経過措置として実施) .....	55
<b>Ⅳ 農業振興地域の整備に関する法律</b> .....	56
1 農業振興地域制度の仕組み .....	57
2 農用地区域内における農振法に基づく開発行為の許可 .....	58
<b>V 市民農園の開設</b> .....	59
1 市民農園の開設の形態 .....	60
2 市民農園整備促進法の仕組みと開設手順 .....	61
3 特定農地貸付法の仕組みと開設手順 .....	62
4 都市農地貸借円滑化法の仕組みと開設手順 .....	63

#### ＜法律等の略称＞

1) 本書では、法律等について次の略称を用いている場合があります。

「農振法」＝農業振興地域の整備に関する法律

「基盤強化法」＝農業経営基盤強化促進法

「中間管理法」＝農地中間管理事業の推進に関する法律

「特定農地貸付法」＝特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

「農業委員会法」＝農業委員会等に関する法律

「特定農山村法」＝特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

「農山漁村活性化法」＝農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

「都市農地貸借円滑化法」＝都市農地の貸借の円滑化に関する法律

・〇〇〇法政令＝〇〇〇法施行令

・□□□法省令＝□□□法施行規則

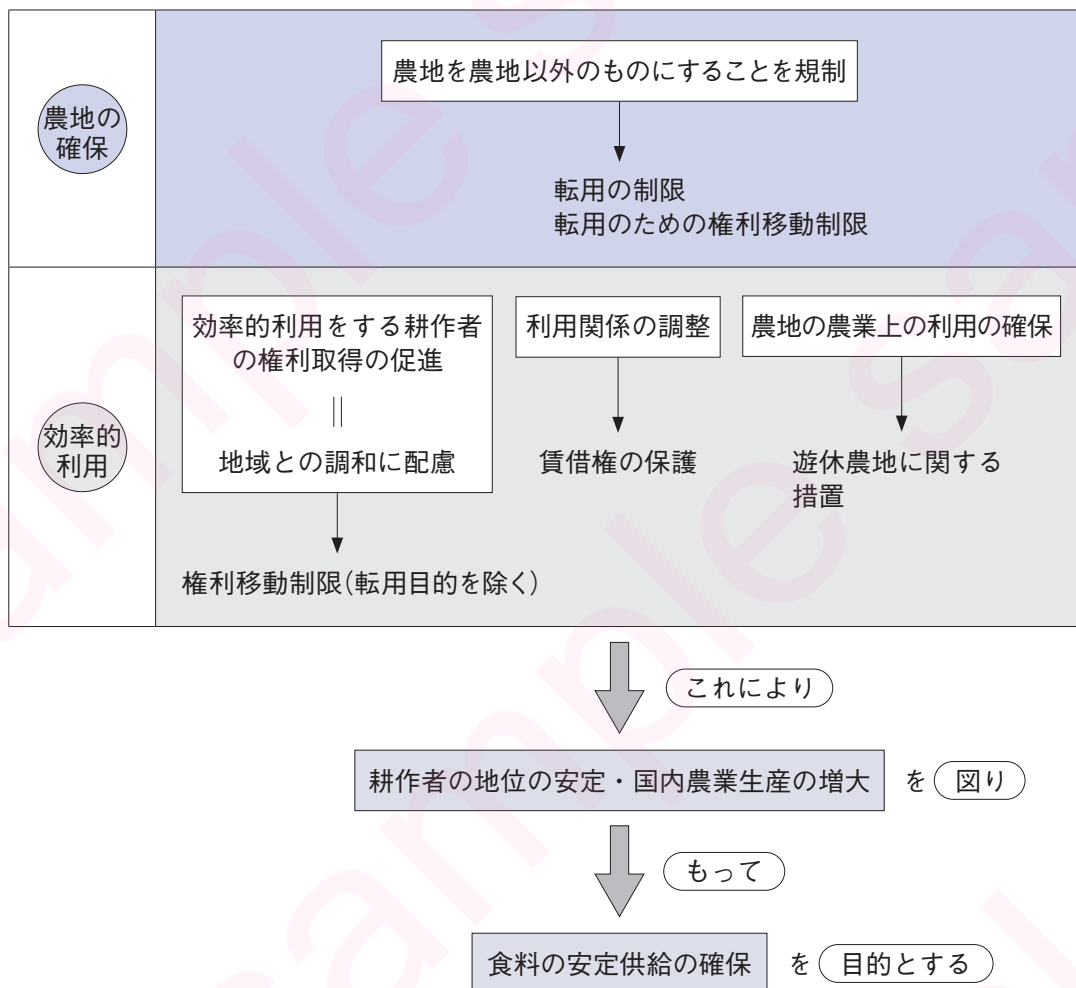
2) 本書では、原則として条項等の「第」は省略します。ただし、枝番のある条項等で番号が連続する場合には「第」を入れています (例：〇〇〇法1条の2第1項1号)。

# I

# 農地法

	頁
<b>1 農地法の目的</b> .....	5
<b>2 農地及び採草放牧地</b> .....	5
<b>3 農地を耕作するために権利を取得する場合の許可</b> .....	8
<b>4 農地以外に転用する場合、転用のために権利を取得する場合の許可</b> .....	21
<b>5 賃借人の保護など農地の賃貸借関係に関する制度</b> .....	31
<b>6 賃貸借を解約するための許可</b> .....	32
<b>7 遊休農地に関する措置</b> .....	37
<b>8 農地台帳・地図の作成・公表</b> .....	41

## 1 農地法の目的



## 2 農地及び採草放牧地

### 1) 農地、採草放牧地であるか否かは現況で判断

農地、採草放牧地のいずれも耕作あるいは採草又は放牧の用に供されているかどうかという土地の現況に着目して判断するものであって、土地登記簿の地目によって判断してはならないとされています（農地法関係事務に係る処理基準第1(2)）。そして土地の現況が農地、採草放牧地であるときは、農地法の諸規制を適用することとしています。

このことから登記簿上の地目が山林、原野など農地以外のものになっていても現況が農地又は採草放牧地として利用されていれば農地法の規制等を受けることになります。

注 これが農地法は「現況主義」といわれるゆえんです。